

はじめに

- ①本書は、(公財) 運行管理者試験センターが行う運行管理者試験 (貨物) について、内容をジャンル別に区分し、それぞれに解説を加えたものです。
- ②過去8回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

回数	1	2	3	4
実施時期	令和5年8月	令和5年3月	令和4年8月	令和4年3月
受験者数	26,293人	23,759人	28,804人	27,982人
合格率	33.5%	34.6%	38.4%	32.3%
回数	5	6	7	8
実施時期	令和3年8月	令和3年3月	令和2年8月	令和元年8月
受験者数	34,164人	32,575人	39,630人	36,530人
合格率	29.8%	43.9%	30.7%	31.7%

※令和2年3月の試験は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受験生の安全を考慮し中止されました。

- ③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。

第1章 貨物自動車運送事業法 第2章 道路運送車両法
第3章 道路交通法 第4章 労働基準法
第5章 実務上の知識及び能力

- ④各章は、**1 法令の要点**、**2 演習問題**、**◆解答&解説**で構成されています。

- ⑤ **1 法令の要点**では、過去に出題された問題に関する法令を、要点を絞って掲載しています。**太字**は特に重要な部分を表しています。

- ⑥ **2 演習問題**では、過去問題を中心とした演習問題を収録しています。収録問題は全247問で、過去の筆記問題は、令和元年8月実施分から令和3年3月実施分(計90問)を収録しています。

- ⑦問題の最後に、[R3.3] や [R1.8] とあるのは、過去の筆記試験の実施時期を表しています。[R3.3] であれば、令和3年3月実施(令和2年度第2回)の試験問題、[R1.8] であれば、令和元年8月実施(令和元年度第1回)の試験問題となります。また、**【CBT】**とあるのは、(公財) 運行管理者試験センターが公表している「**運行管理者試験(CBT試験)出題例**」を表しています。[R3_CBT] であれば「令和3年度運行管理者試験(CBT試験)出題例」の問題となります。

第1章



貨物自動車運送事業法

1. 法律の目的と定義	12	12. 適正な取引の確保	75
2. 運送事業の許可	16	13. 運転者等台帳	77
3. 事業計画	18	14. 特別な指導 [1]	79
4. 運送約款・掲示・安全管理規程	23	15. 特別な指導 [2]	81
5. 輸送の安全	28	16. 異常気象時等における措置	93
6. 一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表	30	17. 乗務員・運転者	93
7. 過労運転等の防止	33	18. 事故の報告 [1] (定義・報告書)	99
8. 貨物の積載と車庫の位置	42	19. 事故の報告 [2] (速報)	106
9. 点呼	44	20. 運行管理者の選任	113
10. 業務の記録・運行記録計・事故の記録	61	21. 運行管理者の業務	115
11. 運行指示書	69	22. 運行管理者資格者証	127
		23. 運送事業者による運行管理	128

9

点呼

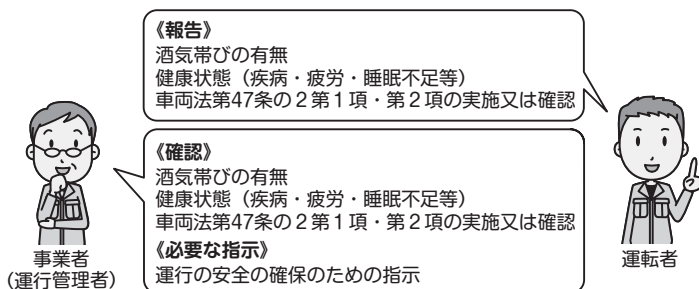
1 法令の要点と○×式過去出題例

■点呼等 [安全規則第7条]

《業務前の点呼》

1. 貨物自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について**報告**を求め、及び**確認**を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために**必要な指示**を与えなければならない。

- | |
|---|
| ①運転者に対しては、 酒気帯びの有無 |
| ②運転者に対しては、 疾病、疲労、睡眠不足 その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 |
| ③車両法第47条の2（日常点検整備）第1項及び第2項（⇒164P）の規定による 点検 の実施又はその確認 |



【業務前点呼（運転者の場合）】

- | |
|---|
| ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行业用自動車による運行を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認 |
|---|

- ☑15. 貨物自動車運送事業者は、点呼に用いるアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。このため、確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと及び洗口液等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること等により、定期的に故障の有無を確認しなければならない。[R2.8]

解答

1…○：2…○：3…× (②過去1年間点呼の違反に係る⇒②過去3年間点呼の違反に係る)：4…○：5…×
 (点呼簿に記録する内容は、双方の営業所で記録し、保存する)：6…○：
 7…× (20時間以内⇒16時間以内)：8…○：9…× (業務後の点呼では日常点検の報告・確認は必要ない)：
 10…○：11…× (2日目に対面で業務後の点呼を行うため、中間点呼は必要ない)：12…× (2分1以上⇒3分
 の1以上)：13…× (携帯型アルコール検知器も含まれる)：14…○：15…○

2 演習問題

問1 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員に対し、各点呼の際に報告を求め、及び確認を行わなければならない事項として、A、B、Cに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～6)から選びなさい。[R1.8改]

【業務前点呼】

- (1) 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- (2) 運転者に対しては、(A)
- (3) 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認

【業務後点呼】

- (1) 業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- (2) (B)
- (3) 運転者に対しては、酒気帯びの有無

【中間点呼】

- (1) 運転者に対しては、(C)
- (2) 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

第2章



道路運送車両法

1. 法律の目的と定義	144	4. 点検整備	162
2. 登録制度	145	5. 保安基準	171
3. 自動車の検査	152		

1 法令の要点

■ 登録の一般的効力 [車両法第4条・第5条]

《車両法第4条》

1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを**運行の用に供してはならない**。

《車両法第5条》

1. 登録を受けた自動車の**所有権の得喪**は、登録を受けなければ、**第三者に対抗することができない**。

■ 自動車登録番号標の封印等 [車両法第11条]

4. 自動車の所有者は、自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、または毀損したときは、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う**封印の取付け**を受けなければならない。
5. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

■ 変更登録 [車両法第12条]

1. 自動車の**所有者**は、登録されている次の内容について変更があったときは、その事由があった日から**15日以内**に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

①型式	②車台番号	③原動機の型式	④所有者の氏名、名称、住所
⑤使用の本拠の位置			

■ 移転登録 [車両法第13条]

1. 新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について所有者の変更があったときは、**新所有者**は、その事由があった日から**15日以内**に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

2 演習問題

問1 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
2. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
3. 何人も、国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。
4. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が整備命令等により自動車の使用の停止を命ぜられ、規定により自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けなければならない。

問2 道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
2. 自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
3. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
4. 登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第3章



道路交通法

- | | | | |
|--------------------|-----|-------------------------|-----|
| 1. 目的・定義 | 190 | 10. 灯火及び合図 | 231 |
| 2. 自動車の種類と運転免許 | 192 | 11. 積載の制限と過積載車両
の取扱い | 238 |
| 3. 信号機の意味 | 199 | 12. 酒気帯び運転の禁止 | 243 |
| 4. 最高速度 | 201 | 13. 過労運転の禁止 | 245 |
| 5. 徐行及び一時停止 | 207 | 14. 運転者の遵守事項 | 247 |
| 6. 車両の交通方法 | 211 | 15. 交通事故の場合の措置 | 255 |
| 7. 追越し等 | 215 | 16. 使用者に対する通知 | 257 |
| 8. 交差点 | 222 | 17. 道路標識 | 258 |
| 9. 停車及び駐車
の禁止場所 | 225 | | |

17

道路標識

1 道路標識の名称と意味

道路標識の名称と意味 [編集部]

標 識	標識名称	意 味
	車両進入禁止	道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止される道路において、車両がその禁止される方向に向かって進入することができない。
	大型貨物自動車等通行止め	大型貨物自動車、大型特殊自動車、特定中型自動車※1は、通行できない。
	車両横断禁止	車両は横断（道路外の施設又は場所へ出入するための左折を伴う横断を除く。）することができない。
 追越し禁止	追越し禁止	自動車は、他の自動車を追い越してはならない。
	駐停車禁止	8時から20時までの間は 駐停車 してはならない。
	駐車禁止	8時から20時までの間は 駐車 してはならない。
	重量制限	車両総重量が5.5トンを超える車両の通行を禁止する。
	高さ制限	3.3メートルを超える高さ（積載した貨物の高さを含む。）の車両の通行を禁止する。

2 演習問題

問1 次に掲げる標識に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 緊急通行車両その他の車両であって、広域災害応急対策の実施に関し道路管理者が必要と認める者以外の者の利用を禁止する。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

2. この標識より先にある道路の道幅が狭くなることを表している。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。

3. 大型貨物自動車は、時速50キロメートルを超える速度で進行してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字を青色、枠を赤色、縁及び地を白色とする。
また、補助標識は、地を白色、文字を黒色とする。

4. 車両は、8時から20時までの間は駐車してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

第4章



労働基準法

- | | | | |
|--------------------|-----|--------------------|-----|
| 1. 労働条件・定義・解雇…………… | 270 | 4. 健康診断…………… | 291 |
| 2. 賃金・休み・女性…………… | 277 | 5. 労働時間等の改善基準…………… | 297 |
| 3. 就業規則…………… | 286 | | |

1 法令の要点

※改善基準：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働省告示）

『自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）』は令和4年12月23日に改正されましたが、適用は令和6年4月1日からとなっています。そのため、本書の内容は旧改善基準告示に沿って編集しています。



新改善基準告示は
こちら

■ 目的等〔改善基準第1条〕

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第9条に規定する労働者（※1）であって、**四輪以上の自動車**の運転の業務（※2）に主として従事する者という。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の**労働条件の向上**を図ることを目的とする。

※1：同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

※2：厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。

2. **労働関係の当事者**は、この基準を理由として自動車運転者の**労働条件を低下させてはならない**ことはもとより、その**向上**に努めなければならない。

3. 使用者は、**季節的繁忙（繁忙期）**その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に**労働時間を延長し**、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

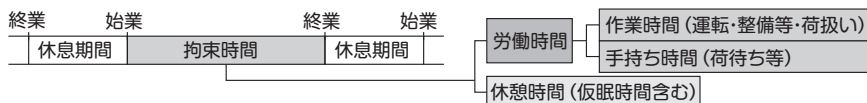
■ 貨物自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間等〔改善基準第4条〕

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間（労働時間、休憩時間その他使用者に拘束されている時間）、休息期間（使用者の拘束を受けない時間）及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

Check 拘束時間と休息期間〔厚生労働省労働基準局〕

◎**拘束時間**…始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいう。

◎**休息期間**…勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいう。



3 演習問題（1カ月の拘束時間）

問1 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢（1～8）から選びなさい。

拘束時間は、1ヵ月について（A）を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち（B）までは、1年間についての拘束時間が（C）を超えない範囲内において、（D）まで延長することができる。

- | | | | |
|------------|------------|----------|----------|
| 1. 293時間 | 2. 296時間 | 3. 320時間 | 4. 323時間 |
| 5. 3,516時間 | 6. 3,552時間 | 7. 3ヵ月 | 8. 6ヵ月 |

問2 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（隔日勤務に就く運転者以外のもの。）の1年間における各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選びなさい。ただし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。[R3_CBT]

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	291	293	294	293	292	293	295	293	294	293	293	293	3,517

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	280	289	278	275	290	285	308	269	322	292	315	293	3,496

3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	294	289	291	294	298	288	295	296	296	297	288	289	3,515

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	275	285	295	298	305	290	292	289	306	294	295	290	3,514

◆解答 & 解説

※ 2 演習問題を解く前に 「1カ月の拘束時間」 参照。⇒300P

問1【解答 A-1, B-8, C-5, D-3】

改善基準第4条第1項①。

問2【解答 4】

改善基準第4条第1項①。

拘束時間は、1ヵ月について293時間を超えないものとする。ただし、労使協定がある場合
には、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内
において、320時間まで延長できる。

1.

拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
	291	293	294	293	292	293	295	293	294	293	293	293	3,517

◎拘束時間が293時間を超えている月は、6月（294時間）・10月（295時間）・12月（294時間）
の3ヵ月。

◎拘束時間が320時間を超えている月はない。

◎1年についての拘束時間は**3,517時間**で3,516時間を超えている。

◎労使協定により320時間まで延長できる期間の6ヵ月を超えていない。また、拘束時間が
320時間を超えている月もない。しかし、1年についての拘束時間が3,516時間を超えて
いるため、改善基準違反となる。

2.

拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
	280	289	278	275	290	285	308	269	322	292	315	293	3,496

◎拘束時間が293時間を超えている月は、10月（308時間）・12月（322時間）・2月（315時間）
の3ヵ月。

◎**12月（322時間）**に拘束時間が320時間を超えている。

◎1年についての拘束時間は3,516時間を超えていない。

◎労使協定により320時間まで延長できる期間の6ヵ月を超えていないが、12月（322時間）
に拘束時間が320時間を超えているため、改善基準違反となる。

3.

拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
	294	289	291	294	298	288	295	296	296	297	288	289	3,515

◎拘束時間が293時間を超えている月は、4月（294時間）・7月（294時間）・8月（298時間）・
10月（295時間）・11月（296時間）・12月（296時間）・1月（297時間）の**7ヵ月**。

◎拘束時間が320時間を超えている月はない。

◎1年についての拘束時間は3,516時間を超えていない。

◎労使協定により320時間まで延長できる期間が7ヵ月で6ヵ月を超えているため、改善基
準違反となる。

第5章



実務上の知識及び能力

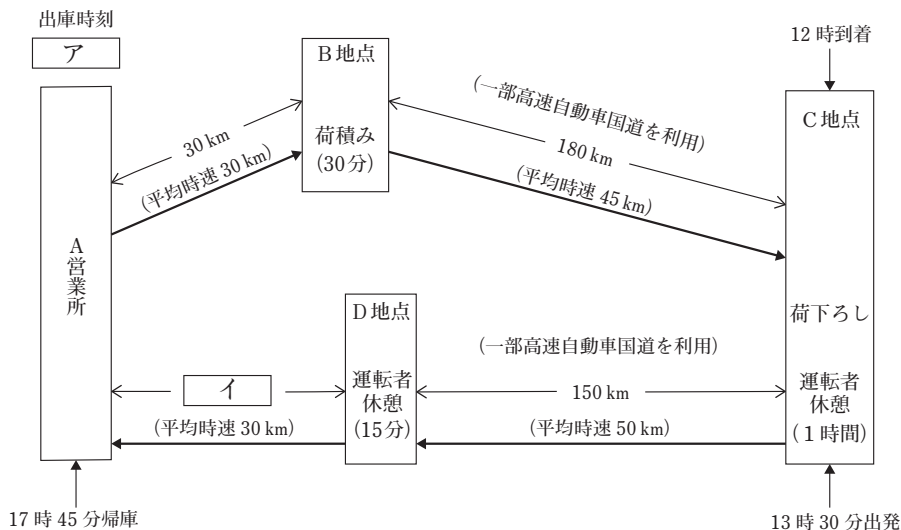
- | | | | |
|-------------------|-----|---------------------|-----|
| 1. 運行管理者…………… | 358 | 6. 視覚と視野…………… | 455 |
| 2. 運転者の健康管理…………… | 402 | 7. 走行時に働く力と諸現象…………… | 460 |
| 3. 交通事故等緊急事態…………… | 414 | 8. 自動車に関する計算問題…………… | 467 |
| 4. 事故の再発防止対策…………… | 419 | | |
| 5. 交通事故防止等…………… | 442 | | |

5 演習問題（運行計画）

問1 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、B地点で荷積みをし、C地点に12時に到着させるよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者として運転者に対し当該運送の指示をするため、次に示す〔当日の運行計画を策定するための前提条件〕に基づき運行計画を立てた。この運行に関する次のア〜ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、〔当日の運行計画を策定するための前提条件〕に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

〔当日の運行計画を策定するための前提条件〕

- A営業所を出庫し、30キロメートル離れたB地点まで平均時速30キロメートルで走行する。
- B地点において30分間の荷積みを行う。
- B地点から180キロメートル離れたC地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速45キロメートルで走行して、C地点に12時に到着する。
- 荷下ろし後、1時間の休憩をとる。休憩後、A営業所に帰庫するため、C地点を13時30分に出発、一部高速自動車国道を利用し、150キロメートル先のD地点まで平均時速50キロメートルで走行して到着後、15分の休憩をとる。
- D地点からA営業所まで平均時速30キロメートルで走行して、A営業所に17時45分に帰庫する。



◆ 解答&解説

問1 [解答 アー1, イー2, ウー1]

ア. A営業所～B地点及びB地点～C地点の運転時間を求める。

◎A営業所～B地点の運転時間

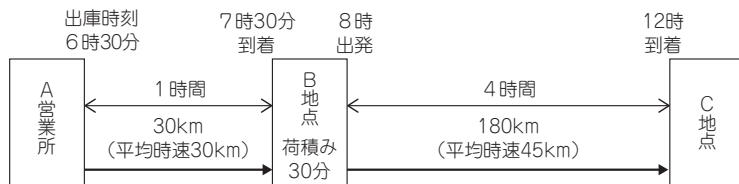
$$\text{運転時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{30\text{km}}{30\text{km/h}} = 1 \text{ 時間}$$

◎B地点～C地点の運転時間

$$\text{運転時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{180\text{km}}{45\text{km/h}} = 4 \text{ 時間}$$

C地点に12時に到着予定のため、求めたそれぞれの時間を12時から引けばA営業所の出庫時刻がわかる。

$$\text{A営業所の出庫時刻} = 12\text{時} - 4\text{時間} - \text{荷積み30分} - 1\text{時間} = \underline{\underline{6時30分}}$$



イ. C地点～D地点の運転時間を求める。

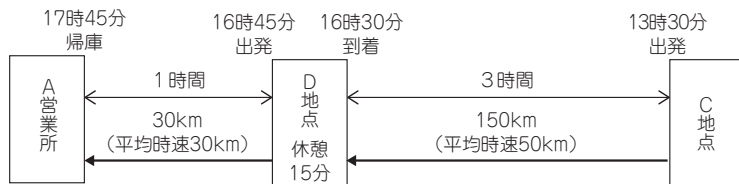
$$\text{運転時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{150\text{km}}{50\text{km/h}} = 3 \text{ 時間}$$

C地点～D地点の運転時間が3時間のため、D地点に到着時刻は16時30分（13時30分+3時間）となる。

D地点で15分休憩をとっているので、D地点の出発時刻は16時45分（16時30分+15分）となる。

D地点～A営業所の運転時間は1時間（17時45分-16時45分）となるため、D地点～A営業所の距離は次のとおり。

$$\text{距離} = \text{平均速度} \times \text{運転時間} = 30\text{km/h} \times 1 \text{ 時間} = \underline{\underline{30\text{km}}}$$



公論出版主催 運行管理者試験勉強会 のお知らせ

◆問題を解く⇒解説を聞く⇒問題を解く⇒…
の繰り返しで実力アップ!◆

運行管理者試験対策の勉強会を東京都で開催します。定員は会場
先着15名となります(会費1,000円(税込))。参加御希望の方は
弊社サイト(12月下旬までに詳細及び申し込み方法を掲載)にて
お申し込みください。

※会場の都合により、募集定員が少なくなる可能性があります。

※社会情勢、その他の理由により、募集や開催をしない可能性があります。
ご了承ください。

運行管理者試験 問題と解説
貨物編 令和6年3月
CBT試験受験版

定価2,640円/送料300円(共に税込)

■発行日 令和5年10月 初版

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
TEL: 03-3837-5731(編集)
03-3837-5745(販売)
FAX: 03-3837-5740
HP: <https://www.kouronpub.com/>